

日本国経済産業省とフィリピン共和国の環境天然資源省との鉱業分野における協力覚書

イントロダクション

日本国経済産業省及びフィリピン共和国環境天然資源省（以下、「参加者」という。）は、フィリピン共和国と日本との間の鉱業及び鉱物資源分野における協力を促進することに相互の利益を有する。参加者は、

- (a) 他の各参加者の利益を尊重しつつ、相互利益に基づいて参加者間の鉱業及び鉱物資源分野における協力関係を強化することを約束し；
 - (b) 鉱山及び製錬所の探鉱、開発及び操業には、長期安定的な投資環境及び合理的な価格設定が不可欠であることに留意し；
 - (c) 鉱業及び鉱物資源分野における持続可能な開発に関するそれぞれの国内法、規制及び環境政策並びにそれらの予算の利用可能性を認識し；そして
 - (d) 鉱物及び金属技術に関連する研究開発、知識移転における協力を求め、
- 以下の 共通の認識に達した。

第 1 項 - 目的

この協力覚書(以下「MoC」という)の目的は、相互利益に基づいて参加者間の鉱業及び鉱物資源分野における協力の促進を継続し、それぞれの鉱業及び鉱物資源分野の持続可能な開発を促進するための相互支援を再開することである。

第 2 項 - 参加者の役割

参加者は、プログラム及び実施機関を特定し、進捗状況のレビューを行い、結果を再評価し、二国間協力の促進に関連するその他の側面を再検討する。

第 3 項 - 協力分野

参加者は、それぞれの権限の範囲内で、将来検討され得る他の協力分野に影響を及ぼすことなく、以下の分野における議論及び協力を促進する。

- (a) 探鉱、開発、運用に関する鉱業政策の改善；
- (b) 以下に関する情報の共有；
 - i) 金属及び鉱物資源の需給；

- ii) 鉱業、特に「気候に配慮した鉱業」における持続可能な開発と運用のベストプラクティス；
 - iii) 地域社会への鉱業の貢献；
 - iv) 環境を保護し、採掘作業の影響を受ける地域を修復するための措置；
 - v) 鉱山及び製錬所を取り巻き、支えるインフラ開発；そして
 - vi) 重要鉱物及びグリーンメタルに関する研究開発。
- (c) 鉱山及び製錬所の探査、開発、運営におけるセキュリティ；
 - (d) 適切な環境影響評価；
 - (e) 契約や商慣習に基づく公正かつ適切な事業活動、相互利益や秘密関係に基づく価格設定；そして
 - (f) 両国の鉱業分野への投資家の誘致を目的とした投資環境の改善。

第4項 - 合同会議

参加者は、定期的に進捗状況をレビューし、関連する新たな課題を検討し、必要に応じて MoC を修正するために、バーチャル又は対面のいずれかで、合同会議を継続的に開催する。関係する民間企業は、参加者の双方又は一方の書面による招待により、合同会議に参加することができる。合同会議は、参加者の関連部門が組織することができる。

第5項 - 相違の解決

MoC の実施における参加者間の相違は、相互に満足のいく解決策を見出すため、外交チャネルを通じた協議又は交渉によって友好的に解決される。解決のために第三者の裁判所、国際法廷に付託されることはない。

第6項 - 機密性及び妥当性

参加者は、それぞれの利益を保護するため、以下の事項を遵守する：

- (a) 参加者は、本 MoC の実施過程で受け取った情報を、当該情報を提供する参加者の書面による事前の同意なしに、第三者又は団体に送信又は開示してはならない。
- (b) 参加者は、他の参加者から受け取った秘密又は機密情報を保護するものとする。参加者間での秘密情報の共有は、参加者の関連する規則及び方針、並びに、該当する場合、秘密情報の開示に関するそれぞれの国内法、規則及び手続きに従うものとする。
- (c) 本項の規定は、本 MoC の中止にかかわらず、引き続き適用されるものとする。

第7項 – 修正又は改訂

MoC の条文は、外交チャネルを通じて、参加者の相互の同意によって修正される。このような修正又は改訂は書面で、参加者の代表者の署名によって行われ、署名の日を開始される。

第8項 - 開始、期間及び中止

- (a) MoC に基づく協力は署名日に開始され、3 年間継続される。
- (b) 参加者は、外交チャネルを通じて、書面による相互の同意により、さらに 3 年間 MoC を更新する。
- (c) 各参加者は、外交チャネルを通じて中止の意思を書面で通知することにより、いつでも MoC に基づく協力を中止することができる。参加者は、協力の中止の意思を受領した場合、友好的な協力の中止について協議する。

第9項 – フォーカルポイント

参加者間の MoC に基づく協力の実施を促進するため、参加者は MoC に関連する全ての目的のためのコミュニケーション及び調整に関する以下の窓口をそれぞれ指定する。

- (a) 経産省、資源・燃料部、鉱物資源課、課長
- (b) 環境天然資源省、鉱山地球科学局、局長

2023 年 11 月 3 日に、フィリピンのマニラにおいて、英語で 2 通に署名された。

日本経済産業省

フィリピン共和国環境天然資源省

西村 康稔

大臣

マリア・アントニア・ユーロ＝ロイザガ

大臣